

東京北稜山岳会会則

前 文

東京北稜山岳会は、次の事項を目的として活動する。

- 一 登山を愛好する会員が相互に協力し、山岳知識・技術の向上に努め、安全な登山を目指す。
- 二 会員同士のチーム山行を奨励し、会員相互の友情を育むとともに切磋琢磨による自己の向上に努め、さらにはリーダーシップの養成をはかる。
- 三 安全な登山の普及を通じて、自然を慈しむ健康的で潤いのある社会の実現に貢献する。

第一章 総則

第一条（名称）

本会は『東京北稜山岳会』と称する。

第二条（会員）

第一項（会員の条件）

本会の会員は、原則として他の山岳会に所属していない社会人とする。ただし、職場及び学校における山岳会等を除く。

第二項（会員の責務）

本会の会員は、第七条（機関）に定める総会及び月例集会に出席する義務を負う。

第三条（入会）

本会に入会を希望する者は、以下の条件に該当し、かつ代表の承認を得て会員として認める。

- 一 本会の目的と趣旨に賛同した者
- 二 会則の遵守を約束した者
- 三 社会的良識を備えている者
- 四 以上を踏まえて、入会申込書に会費を添えて受理された者
- 五 20歳未満のものは保護者の同意がある者

第四条（休会）

会員がやむを得ず休会する場合は、次のとおりとする。

- 一 休会を希望する時は、その旨を記入した休会届を代表に提出・承認を受け、休会することができる。
- 二 休会中は会費の払い込みを免除するものとする。
- 三 上記の場合、入会年次は継続するものとする。
- 四 休会届を受理した代表は、月例集会にその旨報告しなければならない。

第五条（退会）

会員が退会する場合は、次のとおりとする。

- 一 退会を希望する者は、その旨を記入した退会届を代表に提出することにより退会することができる。
- 二 継続会員（毎年会費を支払っている会員。「以下同じ」）が休会届を提出せずに会費の支払を1年間怠った場合は退会とする。
- 三 退会届を受理した代表は、月例集会にその旨報告しなければならない。

第六条（除名）

会員が次のことに該当する時は、月例集会で審議の上、代表がこれを除名することができる。

- 一 会則を守らず、再三にわたり会の統制を乱した時
- 二 故意に会の名前を汚した時

第二章 組織

第七条（機関）

本会の機関は、総会、月例集会、リーダー会をもって構成される。

第八条（役員）

本会は、次のとおり役員を置く。

- 一 代表 1 名、チーフリーダー（CL）1 名、リーダー（L）数名、役務担当数名、監事 1 名
- 二 任期は 1 年とし再任は妨げない。
- 三 役員は、総会にて選出する。なお、役員の候補者は自薦・他薦を問わない。
- 四 役員の任免は、総会において三分の二以上の議決により成立する。

第九条（永久会員）

本会は、次のとおり永久会員を置くことができる。

- 一 永久会員は、長きにわたり活動する会員の中から代表が選任し、当該人の承諾のもと、第十一条 第二項の総会の議決を経て、代表が就任を要請する。
- 二 永久会員は会費の支払いを要しない。

第十条（役務）

役員が担当する役務については、次のとおりとする。

第一項（代表）

- 一 代表は会務全てを代表し、山行についてリーダーの審査意見を元に承認を行う。
- 二 事業計画(活動方針、活動計画、収支計画)策定

第二項（チーフリーダー）

- 一 第十八条（山行）第四項に定める会山行の企画立案・運営実施を行う。
- 二 山岳知識・技術の向上のための研修その他の活動を企画し実施する。
- 三 代表が、疾病その他の理由で任務を遂行できない場合は、チーフリーダーがこれを代行する。

四 提案された山行について審査を行うとともにリーダーの審査を取りまとめ代表に報告する。

第三項（リーダー）

- 一 リーダーは、次項の役務を担当するとともに、その他事項についてチーフリーダーの補佐として会運営に当たる。
- 二 担当役務は、遭難対策、会計、装備、会報、新人担当、しおり、名簿管理、HP 管理、保険等とする。なお、担当役務は総会の承認を条件として役員が兼務することが出来る。
- 三 チーフリーダーが不在もしくは有事の際にはリーダーの中からチーフリーダー代行を選出することとする。
- 四 提案された山行について審査する。

第四項（監事）

- 一 監事は、会計及び会務の監査を行う。
- 二 監事は、リーダー会に出席し意見を述べることができる。

第十一条（総会）

総会に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 本会の最高議決権は、総会に存する。
- 二 総会は、会員数の二分の一の出席によって成立し、その過半数を以て議決を行う。ただし、議決権を有する会員は会費を納入した会員に限る。
- 三 定期総会は、年一回、原則として三月に代表が招集する。
- 四 臨時総会は、代表及びリーダー会並びに全会員数の四分の一以上の要望により、代表の名によって招集され、議決権その他は定期総会に準ずる。
- 五 総会は、予算、決算、年間計画、会則の改廃、役員を選任、担当役務の承認その他を行う。なお、年度途中における担当役務の任免等は集会の承認により決定できる。また、役務は会員に委ねることができ、この場合は集会の承認により決定できる。

第十二条（月例集会）

月例集会に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 月例集会は、原則として毎月第一、第三水曜日に開催する。
- 二 月例集会は代表の名によって招集される。

第十三条（リーダー会及び役員会）

リーダー会及び役員会に関する事項は、次のとおりとする。

第一項（リーダー会）

- 一 リーダー会は、代表、チーフリーダー、リーダーによって構成される。
- 二 リーダー会は、山行について審査し、山行の中止、計画変更などの権限を有す

第二項（役員会）

- 一 役員会は、代表、チーフリーダー、リーダー、役務担当、監事の役員によって構成される。
- 二 役員会は、本会の執行機関であり、会の運営にあたる。
- 三 役員会は代表またはCLの名によって招集される。

- 四 役員のおよ四分の一以上の要望がある場合は、代表またはチーフリーダーは役員会を招集するものとする。
- 五 役員会は、総会に提案する事項及び運営、山行に関する重要事項について審議し、随時開催する。

第三章 会計

第十四条（会計）

会計に関する事項については、次のとおりとする。

- 一 本会の経費は会費および寄付ならびに雑収入によって充当する
- 二 本会の会計年度は四月一日より翌三月三十一日までとする
- 三 会計担当役員は、会名義の預金口座と出納印を管理保管し、出納業務を行う。
- 四 会名義口座に関する事項について、東京北稜山岳会会則（付表）のとおり定める。

第十五条（会費）

会員が支払う会費は、次のとおりとする。

- 一 会費は年間 10,000 円とし、同一家族は2人目から半額とする。
- 二 休会中の継続会員が途中で再活動する場合の会費はその時期の如何を問わず 10,000 円とする。
- 三 期中に入会した者については月額 1,000 円とし在籍期間に応じ算出するものとする。
- 四 会費は会計担当者より指定された期間中に支払いをしなければならない。 五 既納の会費、寄付金は返還しない。
- 六 学生の会員は会費を半額とする。

第十六条（費用の支出）

共同装備の購入など費用の支出については集会において審議のうえ、代表が決定する。

第十七条（保険）

会員は対人賠償及び搜索費用が給付される山岳保険に加入しなければならない。なお、傷害保険の加入については任意とする。

第四章 活動

第十八条（山行）

会員が山行を計画する場合は、次の手続きを行う。

- 一 原則として山行計画は月例集会にて発表し、リーダーの審査を経て代表の承認を受けるものとする。
- 二 承認された山行は速やかに計画書を会員に周知しなければならない。
- 三 周知の方法は原則としてメーリングリストへの投稿とする。メーリングリストへの投稿ができない場合は、代表とCL宅への郵送による。

四 便宜上、山行は次のとおり区別をするものとする

1. 会 山 行：集会にて承認された当会の主催にて行われる登山活動（月例山行）
2. 個人山行：会山行以外のすべての登山活動

第十九条（山行時の緊急連絡先）

- 一 会員の中より山行計画期間中に別の山行に参加していない者に依頼する。
- 二 緊急連絡者に指名された者は、下山確認し、下山が確認できない場合は遭難対策担当役員に連絡することとする。
- 三 上記連絡を受けた遭難対策担当役員は、代表、CLと協議し対応を検討する。

第二十条（入山時・下山時の対応）

山行のリーダーは、入山時に計画書を地元警察もしくはそれに類する出先機関に提出しなければならない。また、下山時後すみやかに下山した旨を会に報告しなければならない

第二十一条（会装備品）

会員が会装備品を使用した場合は、次の事項を厳守しなければならない。

- 一 会所有の装備品を使用した場合は、指定の装備一覧に記入する。
- 二 最終使用者は責任をもって保管する。
- 三 テント類はパーツごとに保管せず必ずセットで保管する。
- 四 使用中に故障が発生した場合は速やかに修理を行う。

第二十二条（遭難等発生時の対応）

遭難が発生した場合又はそのおそれある場合の対応は次のとおりとする。

- 一 遭難発生時又はそのおそれある場合には遭難対策担当役員は、会員を会員宅などに緊急召集し、遭難対策本部を設置するなど遭難対策組織をつくり指揮する。遭難対策担当役員不在の場合は代表 はじめ役員が代行する。
- 二 代表は遭難者の家族及び勤務先にその旨を伝えるなど対外的活動にあたる。
- 三 必要により、遭難場所及び対策本部所在地の所轄警察署など関係先と緊密な連絡を行う。

第二十三条（遭難発生時の責任）

山行計画書が提出された計画の場合であっても、怪我、遭難等の事故については、当事者の自己責任を原則とする。

第二十四条（遭難後処理）

遭難パーティのリーダー（リーダーに事故ある場合はサブリーダーなど）は、救援捜索にあたった警察署など協力機関に対し、しかるべき礼を尽くさなければならない。また、再発防止のために報告書を作成し代表に提出する。

第五章 会則の改正

第二十五条（会則の改正）

会則は、総会の議決により改正することができる。

第六章 その他

第二十六条（会則外事項）

会則に規定なき事項は、会員の良識を持って判断する。

第二十七条（細則の作成）

- 一 細則は、必要に応じて役員会が作成し、総会において承認を受け、これを決定する。
- 二 細則を改正する場合は、役員会の議決を要し、改正後速やかに集会に報告する。この場合、細則にその旨規定する。

第二十八条（OB会及び会員条件適用除外）

「稜友会（昭和 39 年（1964 年）北稜創設会員が創設）」は、当会のOB会であり、第二条第一項（会員の条件）の適用を除外する。

附 則

- 一 この会則は、2012 年 3 月 21 日から施行する。（2012 年 3 月 21 日総会で決定）
- 二 昭和 32 年（1957 年）6 月 1 日制定の北稜会会則は廃止する。
- 三 当会は昭和 31 年（1956 年）10 月 26 日「北稜会」として発足し現在に至る。

以 上

東京北稜山岳会会則 付表

2012 年 3 月 22 日開催の総会における議決事項

1. 代表を、加藤秀夫とすること。
2. 会の所在地を、代表の住所とすること。
3. 会計担当役員を、谷口信一とすること。

2013 年 3 月 27 日開催の総会における議決事項

1. 代表を、加藤秀夫とすること。
2. 会の所在地を、代表の住所とすること。
3. 会計担当役員を、長谷川香織とすること。

2014年3月26日開催の総会における議決事項

1. 代表を、阿部 功とすること。
2. 会の所在地を、代表の住所とすること。
3. 会計担当役員を、宮下美登里とすること。

2016年3月16日開催の総会における議決事項

1. 代表を、山田眞敬とすること。
2. 会の所在地を、代表の住所とすること。
3. 会計担当役員を、宮下美登里とすること。